

第4項 ごみの適正処理を進める

(1) ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。可燃ごみは、生ごみ、古紙回収に出せない紙類、プラスチック製品、CD、ビデオテープ、ゴム、革製品など焼却できるごみのもので、週2回収集しています。不燃ごみは陶器類、ガラス、金属類、30cm角未満の小型家電製品などの焼却に適さないごみのもので、月2回収集しています。可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明度の高い袋で出すこともできます。

中小の事業所、商店などから出される事業系の可燃・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って出すこともできます。

粗大ごみは、概ね30cm角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に申し込み、指定された収集日に、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼って出すことになっています。

収集場所と回数等

平成22年4月1日現在

種別	回数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	27,672 か所	決められた日の朝8時までに集積所へ出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ	-	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに自宅前に出す。

* 収集できないもの

- ・ 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
- ・ 処分場の管理または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの
- ・ 自動車部品、タイヤ、オートバイ

オートバイについては、国内製造業者4社と輸入業者12社(平成18年4月現在)が自主取組として廃棄二輪車を適正に回収・リサイクルを行うシステムを構築し、その運用を平成16年10月1日より開始しました。

平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」により、洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうことになっています。平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭系パソコンについても、パソコンメーカー等が受付窓口を設置し、リサイクルを実施しています。なお、リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成15年10月1日以降に販売されたパソコンで、パソコン3R推進協会の定めた「PCリサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

(2) 戸別訪問収集

65歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、職員が調査を行った上で、玄関先などに取りに伺います。平成21年度は、893世帯で収集を行っています。

(3) 見守りサービス

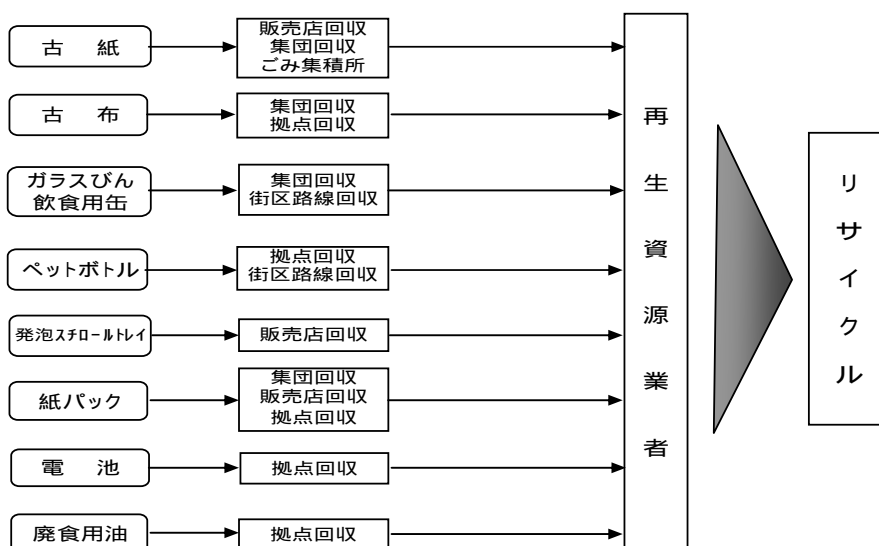
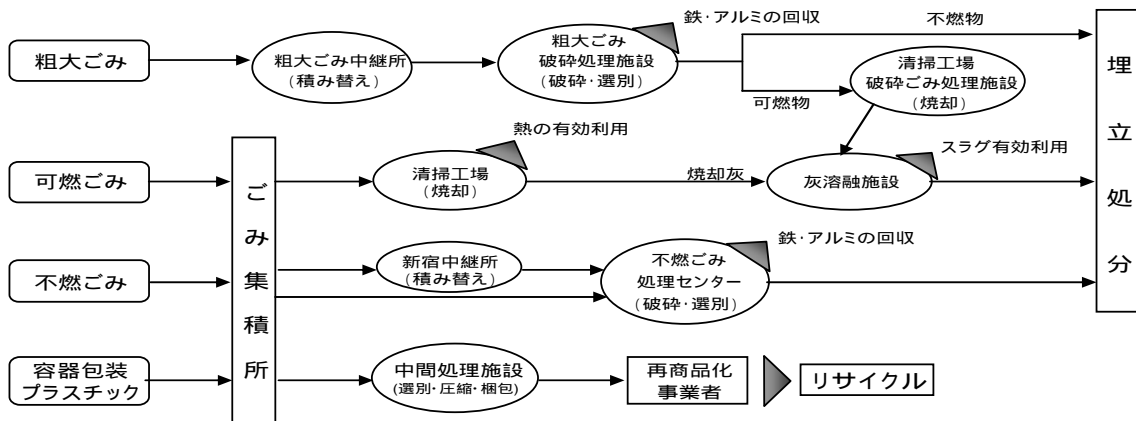
戸別訪問収集を利用している高齢者が1週間以上ごみを出さなかった場合に、清掃事務所から在宅介護支援センターに連絡し、センター職員が電話や訪問することにより、状況を確認する「見守りサービス」を平成15年4月から実施しています。対象は戸別訪問収集を利用している65歳以上の方のうち、ホームヘルパーなどによる援助を受けておらず、「見守りサービス」を希望する方です。平成21年度は、8世帯で収集を行っています。

(4) ごみの処理

収集したごみのうち、可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。不燃ごみは不燃ごみ処理センターで破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後に埋立処分しています。なお、一部は清掃工場で焼却処理しています。粗大ごみは可燃系と不燃系に分別し、粗大ごみ破碎処理施設で破碎した上で、鉄分の回収後に、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

焼却灰は平成14年12月から灰溶融処理施設でスラグにし、生成したスラグを建設資材として再利用しています。

【練馬区のごみと資源の流れ図】



(5) し尿の処理と浄化槽

区内における下水道の普及率はおおむね 100%に達していますが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っています。

また、浄化槽については、平成 22 年 3 月 31 日現在 430 基の設置があります。

(6) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の 2 つに区分されます。

○練馬区での一般廃棄物収集運搬・処分業の許可件数

	19 年度	20 年度	21 年度
収集運搬業	301	288	273
処分業	0	0	0

(7) 犬猫等の死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、25 k g 未満であれば清掃事務所有料（一頭 2,600 円）で処理しています。平成 21 年度の処理件数は 1,036 件でした。なお、道路上の動物死体については、都区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ引き取って処理しています。

(8) 防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、適切な管理を条件に防鳥用ネットを無償で貸し出しています。平成 14 年 2 月からは、宅配サービスも行っています。平成 21 年度の貸出枚数は、2,277 枚でした。

(9) 有料ごみ処理券

お店や事業所・会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、中小の事業者などで自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、表示のあるお店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃管理課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と値段は表のとおりです。平成 21 年度の販売実績は、106,418 セット、222,955,635 円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格

種 類	セット枚数	販売価格（1枚単価）	色
特大・70 ㍻相当	5枚1セット	2,135円（427円）	緑系
大・45 ㍻相当	10枚1セット	2,740円（274円）	青系
中・20 ㍻相当	10枚1セット	1,220円（122円）	赤系
小・10 ㍻相当	10枚1セット	610円（61円）	黄系

(10) 有料粗大ごみ処理券

有料粗大ごみ処理券は、1枚200円のA券と1枚300円のB券があります。主な粗大ごみ処理手数料は表のとおりです。平成21年度の粗大ごみ収集個数は、441,451個でした。収集品目が多いものとして、布団（57,740個）、箱物家具（47,279個）、いす（23,028個）がありました。

主な粗大ごみ処理手数料とごみ処理券の組み合わせ

	電気・ガス・石油器具等	家具・寝具	その他 趣味・生活用品等
300円 B券1枚	<ul style="list-style-type: none"> ○オーディオ機器 ○ラジカセ ○ガステーブル（ガスコンロ） ○こたつ（家具調こたつ以外でこたつ板を除く） ○ストーブ（最大辺50cm未満のもの） ○扇風機 ○掃除機 ○ビデオデッキ ○家庭用電話機・ファックス ○ハロゲン温風ヒーター など 	<ul style="list-style-type: none"> ○いす（ソファを除く） ○こたつ板 ○ふとん ○マットレス（ベッドマットを除く） ○座いす 	<ul style="list-style-type: none"> ○板類（一束・鉄板類を除く） ○ゴルフ用具 ○スキー板（ストックを含む） ○衣装箱 ○スーツケース ○建具（アルミサッシおよびガラス戸を除く） ○子ども遊具（一輪車・三輪車・ブランコおよび滑り台を除く） ○乳児用具（ベビーベッドを除く） ○パイプ類 ○鏡（姿見）
600円 B券2枚	<ul style="list-style-type: none"> ○ファンヒーター（最大辺50cm以上のもの） ○ミシン（卓上式） ○湯沸器（最大辺50cm以上のもの） ○ストーブ（最大辺50cm以上のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○アコーディオンカーテン ○ソファ（1人用） ○ベビーベッド（ベッドマットを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○編み機 ○アルミサッシ ○ガラス戸 ○ブランコ ○すべり台 ○台車 ○物干し台（1個）
900円 B券3枚	<ul style="list-style-type: none"> ○風呂がま 	<ul style="list-style-type: none"> ○シングルベッド（ベッドマットを除く） ○ベッドマット ○机（両そで机を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○浴槽
1600円 A券2枚 + B券4枚	<ul style="list-style-type: none"> ○ステレオ（ミニコンポを除く） ○ミシン（卓上式を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ソファ（2人以上用） ○ダブルベッド（ベッドマットを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○オルガン
2200円 A券2枚 + B券6枚		<ul style="list-style-type: none"> ○両そで机 	

箱物家具手数料

箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物であっても、高さとの合計により、手数料が5段階に設定されます。

【主な箱物家具の例】

物置（解体した物のみ）、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱など

【箱物家具の料金表】

300 円	幅と高さの合計が 135cm 以下のもの
600 円	幅と高さの合計が 135cm を超え 180cm 以下のもの
900 円	幅と高さの合計が 180cm を超え 270cm 以下のもの
1,600 円	幅と高さの合計が 270cm を超え 360cm 未満のもの
2,200 円	幅と高さの合計が 360cm 以上のもの

